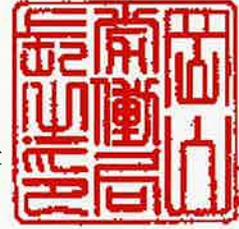


岡労発基0520第1号
令和6年5月20日

事業者団体 各位

岡山労働局長



全ての職場における化学物質対策の徹底について（協力要請）

平素は、労働行政の推進について御理解と御協力を賜り御礼申し上げます。
さて、令和6年4月1日に全面施行された改正労働安全衛生規則により、化学物質管理に関する新たな規制が始まっているところですが、現時点で危険有害性が確認されている896の化学物質を職場内で取り扱う場合（含有物を使用する場合を含む）には、これらの取扱いに関する管理者を選任し、また、取り扱う化学物質の危険性等の見極め、これら結果を踏まえた適切な保護具の着用、労働者への教育実施などの対応が必要となります。

今般の化学物質管理に関する法規制は業種を問わず適用されるものであり、飲食業や宿泊業などの第三次産業における清掃業務や、農業や運送業などにおける修理業務など本来業務とは別に行う付随的業務であっても、該当する化学物質を取り扱う場合には法令に基づく対策を行わなければなりません。

上記業種の企業の多くでは「職場の化学物質対策」に馴染みのない方も多いものと思われませんが、貴団体におかれましては今般の法改正の内容について御承知いただくとともに、傘下の企業の皆様に対して、別添リーフレットの配布等により内容の周知にご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、本内容につき、貴団体の広報誌や広報用電子媒体に掲載していただく場合には、掲載枠に合わせた資料を作成して提供することも可能ですので、ご要望の折には下記担当までご連絡いただくようお願いいたします。

取組み周知用のリーフレットは ⇒ 
こちらからも入手可能です！
『いつもの作業の化学製品
適切に管理していますか？』

各種研修への講師派遣
にも対応してます！
どうぞお気軽にご連絡
ください！

(問合せ先) 岡山労働局 健康安全課 松下晃司
住所 岡山北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎
電話 086-225-2013



あなたの職場は大丈夫!?

いつもの作業の「化学製品」 適切に管理していますか?



労働災害防止のため新たな化学物質管理規制が始まっています!



労働安全衛生関係法令の改正により令和6年度から業種・事業規模を問わず、化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等が義務付けられます。



まずはホームページで必要な対応をチェック!

ケミガイド 検索 <https://chemiguide.mhlw.go.jp/>

*記載の製品において、規制対象となるのはリスクアセスメント対象物の場合です。



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare